

平成20年 法規サロン

- テーマ 「改正基準法による設計実務への影響を考える」
- 日時 平成20年9月25日(木) 18時～20時30分
- 会場 東京建築士会会議室（中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ 4階）

【概要】黒田清行専務理事の開会挨拶，小田圭吾法規委員長の主旨説明・講師紹介で始まり，金箱温春氏（金箱構造設計事務所主宰・JSCA理事・建築基準法等改正対策委員長）より「改正建築基準法による構造設計実務への影響」，山辺豊彦氏（山辺構造設計事務所主宰・JSCA東京代表）より「改正建築基準法による設計実務への影響」の説明を受けた。その後，林文男氏（東京建築士会法規委員会委員）をコーディネーターに迎え，参加者との質疑応答及び意見交換を行った。



（配布資料）

1. 建築基準法改正を乗り越えて向かうべきところ（金箱氏執筆 新建築2008年6月号掲載記事）
2. 改正建築基準法による構造設計実務への影響（金箱氏作成 パワーポイントファイル印刷資料）
3. 法改正とこれからの構造設計（山辺氏執筆 建築東京2008年5月号掲載記事）
4. 改正建築基準法による設計実務への影響（山辺氏作成 パワーポイントファイル印刷資料）

【主な内容／ポイント（金箱氏）】

- 構造計算方法について明確な運用が出来る技術基準を作ることが改正の目的である。
- 構造計算の考え方を法令に合わせることが必要，従来の慣用的な解釈では不適合になる可能性がある。
- 個々の建物に対しては，構造設計者の判断が重要であり，計算プロセス全てを基準で網羅することは不可能。
- モデル化された建物に対して，構造計算としての一貫性が保たれることが重要である。全般の考え方や計算の仮定条件等は，設計者として計算書に明示すること。
- 適合性判定制度は良質な建築物を作る制度となっているか？→判定員は設計者と対等の工学的見識を有する者が携わるべきである。
- 大臣認定プログラムのメリットは，時間短縮・費用低減・書類の一部省略であるが，設計者の判断停止状態を招く事が懸念される。
- 実務への影響として，小さな断面で多量の配筋は不可能。扁平な柱梁の設計が困難。告示免震，伝統木造への影響。地盤増幅係数の算定方法。低層建物の適判の有無。併用構造の取扱い。等々を解説。
- 結論として，意匠設計者のバックアップの重要性を

説いた上で，構造設計者の法制度に負けない覚悟（審査を恐れての妥協を避ける）を持ち，設計の考え方を確立し，説明できる事が重要であると結んだ。

- 今後，よりよい法制度を目指して，社会が建築関係者に何を求めているかを疑問提起し，信頼できる設計者を選ぶシステムが建築士制度であり，安心な建物をつくるシステムが保険制度である事を述べ，建築士会が職能団体としての役割を担い，団体の枠を越えた見解を持つ重要性を説いた。

【主な内容／ポイント（山辺氏）】

- 建築物の規模による構造計算の方法，審査の方法等の分類を解説。
- 混構造3階建ての構造計算を解説。
- 四号建物の特例が廃止になった場合の検討方法及び仕様規定のチェックを解説。
- 壁量規定（必要壁量，壁配置の釣合い，接合部の選択方法，SS試験，構造材料の品質，等）を解説。
- 今後の伝統工法と改正基準法への対応として，型式認定の取得，図書省略制度の適用，データベースの活用，簡易な計算法の作成，限界耐力計算の適用，を説いた。

【主な質疑応答】

Q. (意匠設計者) 改正建築基準法及び改正建築士法が混沌とする中で、今後、建築士もしくは建築士会として、我々が今何をすべきなのか？を個人的見解としてお聞かせ頂きたい。

A. (金箱氏) 直近の問題としては、建築士(建築士会)としてパブコメ等、発信していく事はさることながら、法律(国の制度)というのは国民が望む事をやることなので、社会全体として、「社会の困った」が伝わるように、動く事が大事であると思う。今の制度は過剰であり本当に社会がこのような「厳格化」を望んでいるのか、疑問である。長期的には、議論を重ねて、社会に問いかけていく事が必要ではないか。JSCAでも活動していくが建築士会の方がその担い手に相応しいと考える。

(山辺氏) 個々の団体ごとで様々な矛盾した意見というのはナンセンス。建築業界団体全体で声を一つにして進言していく事が大切だと考える。また、具体的な取り組みとして、意匠建築士はもう少し構造的知識を身に付けた方が良いと感じる。

Q. (建築工事施工者) 今回の法改正は完全に一律である。本来ならば規模による個別の対応が通常と思うが、ここまで急いで混乱を招いた理由をご存じであれば聞かせて欲しい。

A. (金箱氏) 絶大な信頼のある一級建築士が事件を起こした事で、緊急性を要したと推測できる。ただ、社会にその事件の全貌が伝わったかどうか疑問である。今後も検証の余地はあるのではないか。このような場(サロン)で、もっと議論できればありがたい。

(山辺氏) 建築士会は十万人規模の団体であるので、実際にそぐわないことは、意見を集約して、発言していく事を望みます。

Q. (構造設計者) 構造設計者としての設計責任はどこに行ってしまったのだろうか。法改正後も、まだ残されているのであろうか。ご意見を伺いたい。

A. (山辺氏) 残されていないと思う。同感である。確かに、構造設計がルート計算探しになってしまい、設計者の判断が入れにくくなっている。もう少し、個々の建築物についての判断の余地を残さないといけない。

Q. (不動産関係者) 国交省の約400件の調査において、耐震性に不安がある物件が4件あがっている。これは由々しき問題ではないか。ご意見を伺いたい。

A. (金箱氏) 従来法令で明文化していない曖昧であったもの(例:壁の剛性)を見過した計算の結果である。本当の建物の安全は計算の問題だけではない。次のステップとして考えていくべきである。

Q. (構造設計者) 学会基準で規定すれば偽装を防げるのではないかと思います。本当に法改正の必要性はあったのでしょうか。ご意見を伺いたい。

A. (金箱氏) 偽装を防ぐ事と、程度の低い設計を排除する事は違う。偽装を防ぐには罰則を厳しくすればよい。性能に満たない設計をどう担保する事が大事である。学会基準はイイトコ取りする者が増えるので注意が必要である。ただ、「明確な決め事」は必要であるので、法律と基準の棲み分けを明確にする事が大切であると考えます。

Q. (意匠設計者) 構造設計者として意匠設計者に望む事をお聞かせ下さい。

A. (山辺氏) お互いの領域に入っていく事が、建物のクオリティを高める事につながるの、意匠設計者は実践してもらいたい。

(金箱氏) 意識の上で、対等のパートナーであってほしい。